

選挙運動と政治活動

【市長・市議】

平成31年3月

和歌山市選挙管理委員会事務局

目次

選挙運動と政治活動

- 選挙運動と政治活動の違い 3

選挙運動

- 選挙運動期間 5
- 事前運動の禁止 6
- 事前運動とならない行為 7
- 選挙運動が禁止、制限される者 8
- 禁止される行為など 10
- 文書図画による選挙運動 12
- 言論による選挙運動 14
- 自由に行うことができる行為 15

政治活動

- 政治活動とは 17
- 政治活動の規制の概要 18
- 平常時における政治活動の規制 19
- 選挙時における政治活動の規制 24
- 寄附の禁止 28
- 例外として認められる寄附 29
- 寄附の制限 30
- 量的制限の概要 32
- 質的制限の概要 34

選挙運動と政治活動

選挙運動と政治活動の違い

政治活動

政治上の目的をもって行われる一切の活動

政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し若しくはこれに反対することを目的として行う直接、間接の一切の行為

政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し若しくはこれに反対し又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくはこれに反対することを目的として行う直接、間接の一切の行為

公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接、間接の一切の行為

選挙運動

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為

広い意味での「政治活動」は、「選挙運動」を含んだものであり、公職選挙法の「政治活動」とは、広い意味での政治活動から「選挙運動」にわたる行為を除いた一切の行為ということになる。

選 拳 運 動

選挙運動期間

選挙運動ができる期間は、立候補届が受理されたときから投票日前日の午後12時までとなります。期間より前の運動は、事前運動として禁止されています。

立候補届が受理された時点

選挙期日前日の午後12時
(選挙カーによる連呼行為や街頭演説は午後8時まで)

選挙運動期間
(市長・市議選ともに7日間)

事前運動の禁止

立候補の届出以前に選挙運動をすることは禁止されています。事前運動として禁止される事例は次のとおりです。

- 選挙を見越して各種あいさつ状を郵送する行為
- 後援会加入文書に本人の写真・経歴を掲げ、投票依頼等との文言を掲載すること(選挙運動性がなければ問題ありません。)
- 公示(告示)日直前に後援会加入文書を不特定多数に頒布すること
など

事前運動に該当するかどうかは、その行為が行われた時期と態様によって判断されます。

事前運動とならない行為

立候補の届出日以前の選挙運動は禁止されていますが、次の行為は選挙運動とは区別されており、事前の準備行為として認められています。

- 推薦を依頼するための内交渉
- 選挙事務所などの借入れの内交渉
- 選挙演説を依頼するための内交渉
- 自動車などの借入れの内交渉
- 出納責任者・運動員などになることの内交渉
- 選挙運動員等の任務の割振り
- 選挙運動用ポスター・看板などの作成、印刷
- 選挙運動用葉書の宛名書き、印刷
- 選挙公報の文案の作成
- 選挙運動費用の調達

選挙運動が禁止、制限される者

選挙事務関係者

- ・ 選挙長、投票管理者、開票管理者などは、在職中その関係区域での選挙運動が禁止されます。
- ・ 不在者投票管理者については、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動を行うことが禁止されています。

特定公務員

- ・ 選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官、収税官吏及び徴税吏員などは、在職中一切の選挙運動が禁止されます。

公務員、教育者

- ・ 公務員、教育者は、地位を利用した選挙運動が禁止されます。
- ・ また、国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法等によって、政治的行為が制限されています。

選挙運動が禁止、制限される者

未成年

- ・満18歳未満の者は選挙運動が禁止されます。
- ・ただし、労務者としてなら従事できます。労務者とは、物品の運搬やお茶くみ、電話の取次ぎなどの単純な機械的作業を行う者をいいます。

公民権停止中の者

- ・選挙犯罪や政治資金規正法違反により、選挙権を有しない者は、選挙運動が禁止されます。

禁止される行為など

禁止される選挙運動	主な内容
戸別訪問	投票依頼などの選挙運動の目的で、戸別に選挙人の住居や会社、工場などを訪問すること
署名運動	選挙に関して、特定の人に投票するように、又は投票しないようにすることを目的として、選挙人に対して署名運動をすること
人気投票の公表	公職につくべき者を予想する人気投票の経過、又は結果を公表すること
飲食物の提供	<p>いかなる名義をもって行うを問わず、選挙運動に関し飲食物を提供することは、次の①②に該当する場合を除き、禁止される。</p> <p>①湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供する場合</p> <p>②選挙事務所で選挙運動員や労務者に対して、一定の制限のもとで弁当を支給する場合</p>

禁止される行為など

禁止される選挙運動	主な内容
氣勢を張る行為	選挙運動のための自動車をつらねたり、隊列を組んで往来するなど氣勢を張ること
連呼行為の禁止	いかなる名義をもって行うを問わず、選挙運動に関し連呼行為をすることは、次の①②に該当する場合を除き、禁止される。 ①個人演説会・街頭演説の場で行う場合 ②選挙運動用自動車の上で行う場合 (街頭演説・選挙運動用自動車は午前8時～午後8時)
買収・供応	特定候補者の選挙運動の目的で、選挙人に対し金銭や物品を与えたり、供応接待などの行為をすること
選挙期日後のあいさつ行為	選挙期日後、当選又は落選に関し選挙人にあいさつをする目的で、当選祝賀会その他これらに類する集会を開催したり、選挙人を戸別に訪問する、あいさつ文書を頒布・掲示すること(インターネット上の掲示は可能)

文書図画による選挙運動

選挙運動	主な内容
選挙運動用通常葉書	郵便局による「選挙用」の表示が必要であり、選挙の種類により枚数制限が異なる。 市長選挙⇒8,000枚 市議選挙⇒2,000枚
選挙運動用ビラ	選挙管理委員会が交付する証紙を貼る必要がある。 市長選挙⇒16,000枚 市議選挙⇒4,000枚 規格は、29.7cm×21cmを超えないもので、表面に頒布責任者、印刷者の住所、氏名を記載しなければならない。(2種類以内)
新聞広告	新聞を利用して、横9.6cm×縦2段以内、記事下に広告を掲載できる。色刷りは認められない。
選挙公報	選挙管理委員会が発行するもので、候補者の氏名、経歴、政見等記載することができる。
選挙事務所の看板の類	選挙事務所ごとに、ちょうちんは1個、ポスター・立札・看板の類を通じて3個まで掲示できる。 【規格】350cm×100cmを超えないもの(ちょうちんの類は高さ85cm×直径45cm以内)

文書図画による選挙運動

選挙運動	主な内容
選挙運動用自動車の看板の類	ちょうちんは1個、ポスター・立札・看板の類の規格は273cm×73cm以内(ちょうちんの類は高さ85cm×直径45cm以内)で、数の制限はない。
候補者が着用するもの	腕章及びたすきの使用ができる。候補者が着用する限り、数、規格の制限はない。
選挙運動用ポスター	選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場に掲示することができる。規格は、42cm×30cmを超えないもので、表面に掲示責任者、印刷者の住所、氏名を記載しなければならない。
ウェブサイト等を利用した文書図画の頒布	ウェブサイト等を利用する方法(ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス等)により選挙運動を行うことができる。電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布については、候補者・政党等に限られる。

※記載内容は自由です(選挙公報については一定の制限があります。)

言論による選挙運動

選挙運動	主な内容
個人演説会	候補者自らが開催する演説会。開催回数は自由であり、選挙管理委員会が指定する公共施設を使用する場合、各1回に限り、無料で使用できる。
街頭演説	午前8時から午後8時まで街頭で演説を開催することができる。その際は、その場所にとどまり、かつ、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げなければならない。公共施設、鉄道地内、病院等ではできない。
連呼行為	選挙運動用自動車の上(午前8時から午後8時)、街頭演説及び個人演説会場の場所に限り、連呼行為(候補者の氏名等を繰り返し言うこと)を行うことができる。学校や病院等の周辺では静穏を保持する必要がある。

自由に行うことができる行為

電話により投票依頼をすること

たまたま会った人に投票を依頼すること(個々面接)

映画等の幕間や会社の休憩時間等に、たまたまそこに集まっている者を対象に演説すること(幕間演説)

政治活動

政治活動とは

政治活動とは、公職の候補者等及び政党その他政治団体等が、政策の普及宣伝、政治啓発等を行うものであり、特定の候補者の当選を得るための行為ではありません。

【政治団体】

政治活動を本来の目的とする団体、特定の公職の候補者等を推薦・支持することを本来の目的とする団体など
⇒ 政治団体の届出は、和歌山県選挙管理委員会になります。

政治活動の規制の概要

政治活動は、選挙時と平常時で、規制の仕方が異なります。

			選挙時	平常時
団体	政党		公選法第14章の2 及び3	規制なし
	その他の政治 活動を行う団体	その他		
後援 団体		公選法第 143条第 16項～ 19項	公選法第143条第 16項～第19項	
個人	公職の候補者等		規制なし	規制なし
	その他			

平常時における政治活動の規制

- ▶ 選挙が行われていない平常時における政治活動として、禁止される行為
 - 公職の候補者等の氏名を表示する看板・立札の類やポスター
 - 公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する看板・立札の類やポスター
 - 後援団体の名称を表示する看板・立札の類やポスター

ただし、例外として次頁の行為は、認められます。

平常時における政治活動の規制

①立札・看板の類

- ・掲示できる場所は、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに、通じて2以内
- ・総数は、市長・市議ともに候補者用6枚、後援団体用6枚
- ・看板の大きさは、縦横それぞれ150cm、40cm以内
- ・和歌山市選挙管理委員会が交付する証票を貼付

②ポスター

- ・ベニヤ板等で裏打ちされていないもの
- ・表面に掲示責任者及び印刷者の氏名、住所が記載されているもの
- ・事務所や連絡所の表示がなされていないもの
- ・選挙前の一定期間は掲示不可

③演説会場等の会場

- ・政治活動のためにする演説会等の会場において、演説会等の開催中に使用される文書図画

平常時における政治活動の規制

▶ 立札・看板の類

- 事務所以外の場所(野原や駐車場など)には、掲示できません。
- 候補者と後援団体の事務所が同居している場合は、候補者用に2枚、後援団体用に2枚、計4枚まで掲示できます。
- 足がついている看板は、足の部分も含め、縦横150cm、40cm以内の制限を受けます。

(参考)

公職の種類	証票の交付限度枚数		証票交付窓口
	公職の候補者	後援団体	
衆議院小選挙区選出議員	10	15	県選挙管理委員会
参議院選挙区選出議員	12	18	県選挙管理委員会
県知事	12	18	県選挙管理委員会
県議会議員	6	6	県選挙管理委員会
市長、市議会議員	6	6	市選挙管理委員会

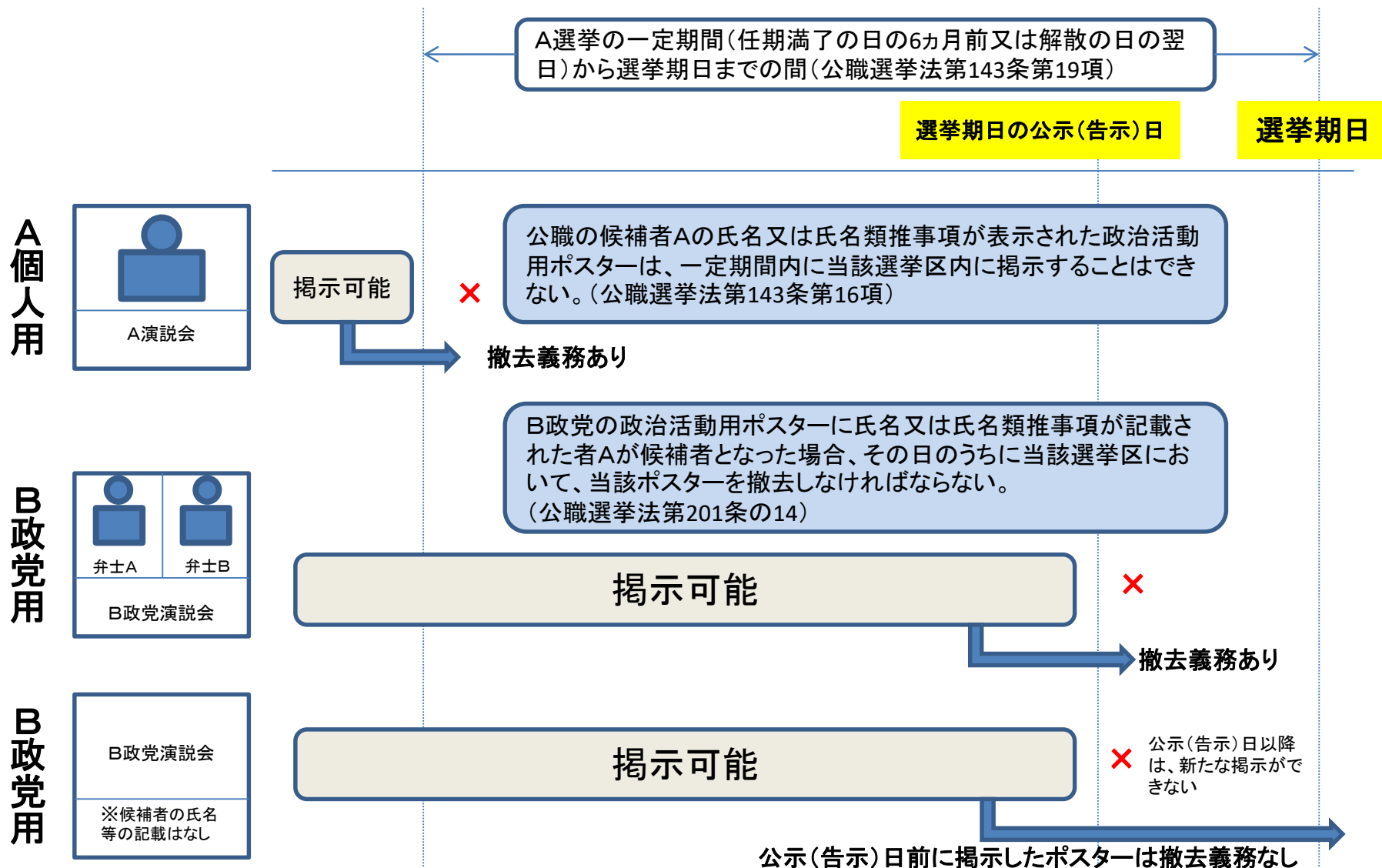
(注)衆・参の比例代表は、各ブロックに応じて中央選挙管理委員会が交付

平常時における政治活動の規制

▶ ポスター

- 任期満了の選挙の場合は、任期満了日の6ヵ月前の日から選挙期日までの間、任期満了以外の選挙（補欠選挙など）の場合は、選挙事由発生告示の翌日から選挙期日までの間は、掲示することができません。
- 事前運動性の恐れがあるポスターの例
 - ・ 特定の選挙の立候補者である旨を記載したもの
 - ・ 演説会等の開催予定が全くないもの
 - ・ 演説会等開催予定日から異常に早い時期から掲示したもの
 - ・ 演説会等終了後も長期にわたり掲示しているもの
 - ・ ポスターの大きさが必要以上に大きいもの
 - ・ 連続して大量に掲示しているもの

政治活動用ポスターの掲示が規制される期間



選挙時における政治活動の規制

政党その他の政治活動を行う団体は、選挙の期日の公示(告示)日の日から選挙の当日までの間に限り次の政治活動が禁止されます。

ただし、市長選挙のみ【**確認団体**】は、選挙の当日を除き、一部政治活動を行うことが認められています。

【**確認団体**】

市長選挙において、所属候補者がいること、もしくは無所属の候補者を推薦・支持している政治団体

選挙時における政治活動の規制

	市長(確認団体)	市議会議員
①政談演説会の開催	2回	規制なし
②街頭政談演説の開催	・午前8時から午後8時まで ・政治活動用自動車で停車しているものの車上及びその周辺	
③政治活動用自動車の使用	1台	
④拡声器の使用	・政談演説会の会場 ・街頭政談演説の場所 ・政治活動用自動車の車上	
⑤ポスターの掲示	1,000枚	
⑥ビラの頒布	2種類	

選挙時における政治活動の規制

	市長(確認団体)	市議会議員
⑦立札・看板の類の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・政談演説会告知用のもの ・政談演説会の会場内で使用するもの ・政治活動用自動車に取り付けて使用するもの ・政党その他の政治団体の本部・支部の事務所で掲示するもの 	規制なし
⑧機関紙誌の発行	確認団体の本部で直接発行する届出機関紙・誌各1つに限る。	公選法第148条第3項の要件を備えていれば可能
⑨連呼行為	<ul style="list-style-type: none"> ・原則禁止 ・確認団体は、政談演説会場や午前8時から午後8時までの間、街頭政談演説及び政治活動用自動車の上でできる。 	禁止

選挙時における政治活動の規制

	市長(確認団体)	市議会議員
⑩公共の建物における文書図画の頒布	・原則禁止 ・確認団体は、政談演説会の会場で頒布できる	禁止
⑪候補者の氏名、氏名類推事項の記載	機関紙誌を除き、一切禁止	禁止

(注)

- (1) ①②においては、連呼行為及び選挙運動のための演説をすることができる。
- (2) ⑤⑥の文書には、所属候補者の選挙運動のために使用することができるが、候補者社の氏名又は氏名類推事項を記載することはできない。
- (3) ⑤⑥⑦においては、政党その他政治団体のシンボルマークを表示したものを含む。

寄附の禁止

▶ 「寄附」とは

- 金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付をいいます。
- 党費や会費（政治団体の党則・規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行としてその政治団体の構成員が負担するもの）は、寄附に該当しません。

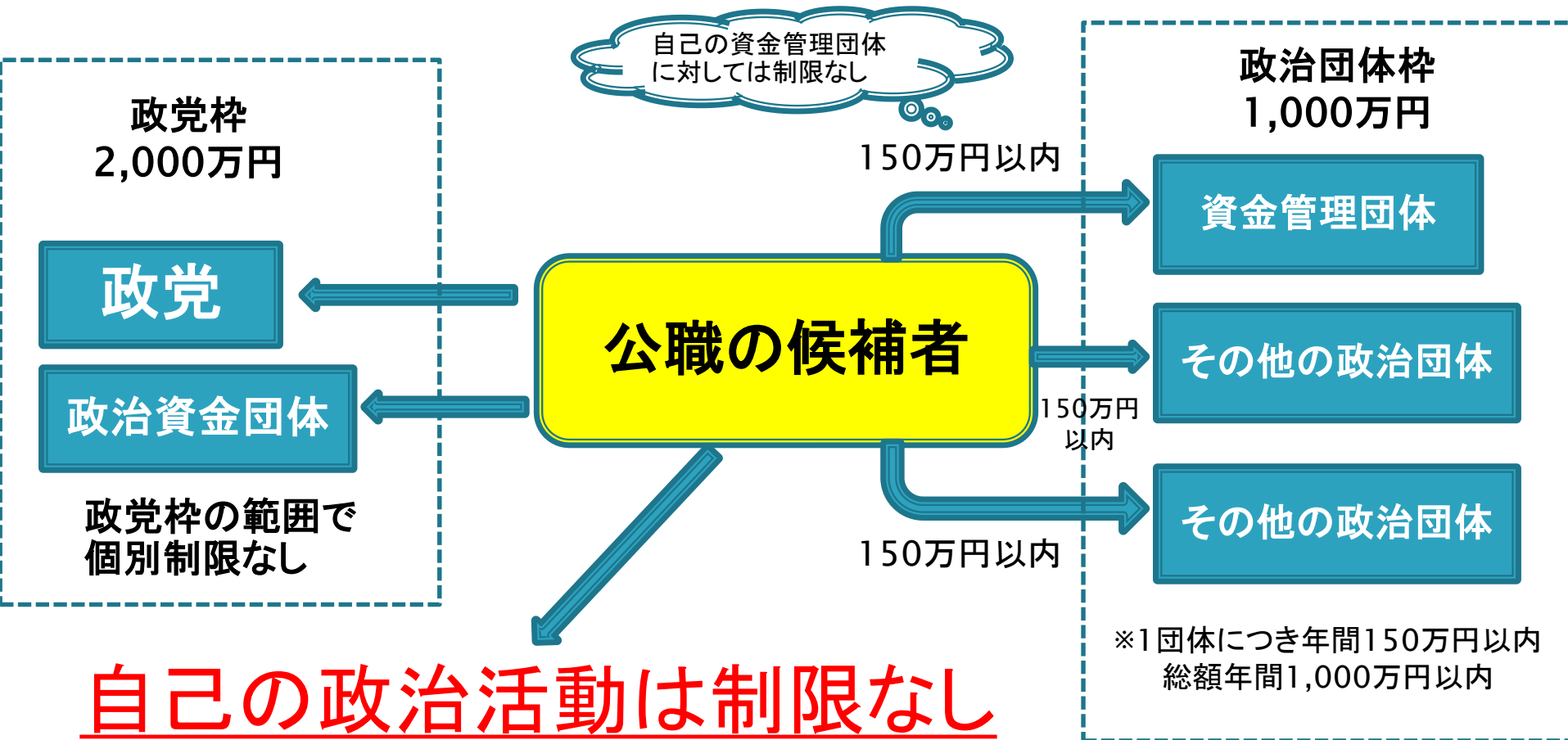
候補者等は、選挙区内の者に対して、例外を除き全ての寄附が禁止されています。

例外として認められる寄附

- 政党その他の政治団体、又はその支部に対する寄附(ただし、自分を支持する後援団体には、一定期間は禁止(注1))
- 候補者等の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)に対する寄附
- 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償(食事についての実費補償を除く)

(注1)一定期間・・・任期満了による選挙の場合は、任期満了日の90日前、任期満了によらない選挙の場合は、選挙を行うべき事由が生じた旨を選挙管理委員会が告示した日の翌日から選挙期日までの間

【参考】公職の候補者からの政治資金の流れ



政治資金団体…政党のための資金上の援助を目的とする団体

資金管理団体…公職の候補者のために政治資金の拠出を受け、公職の候補者の政治資金を取り扱う団体

寄附の制限

政治資金の集め方について節度を持たせるため、「政治活動に関する寄附」の授受には次の制限があります。

【量的制限】・・・量的な面において規制

○総枠制限

年間を通じてすることができる寄附の限度額

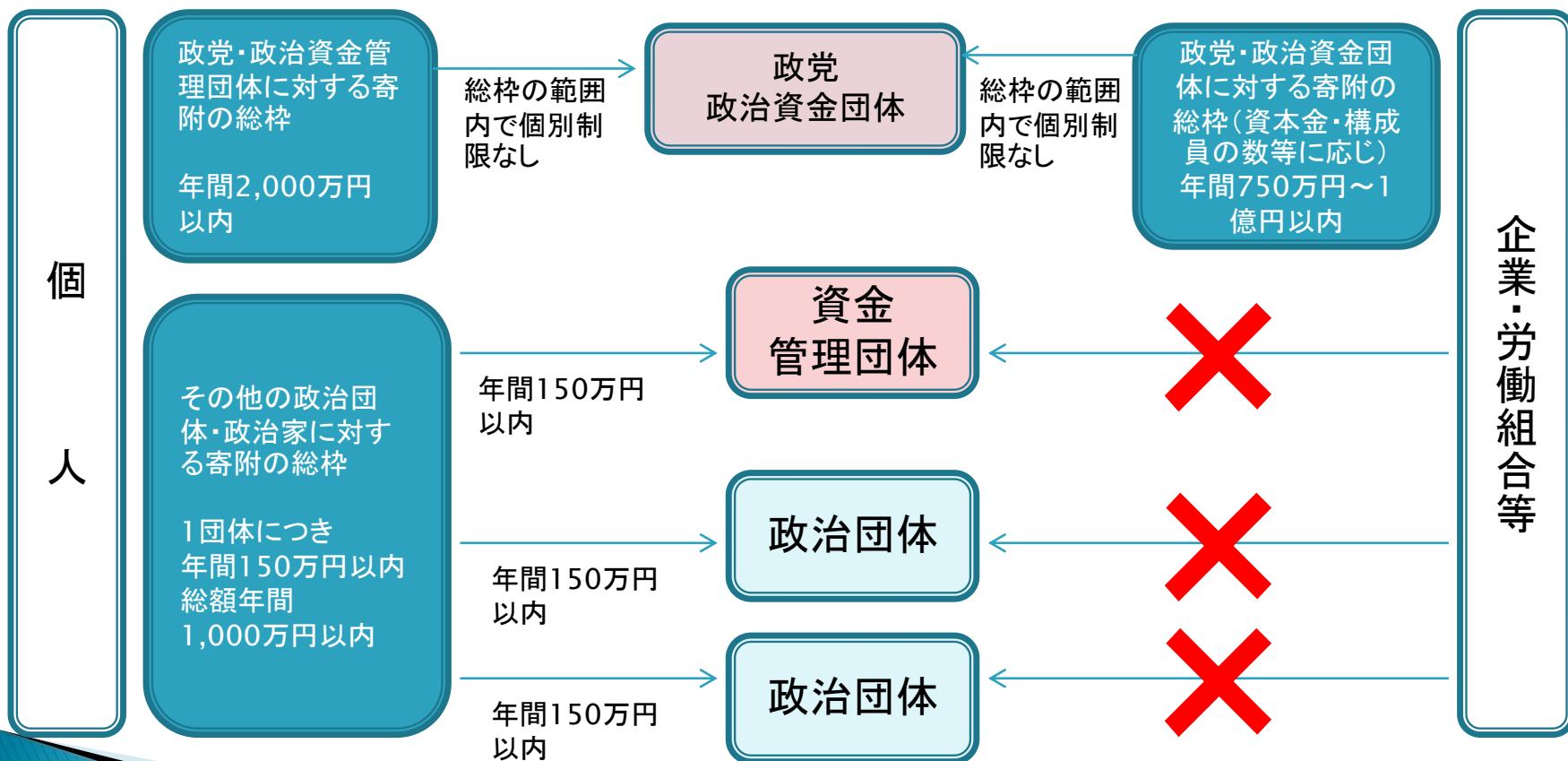
○個別制限

同一の者に対する個別的な寄附の制限額

【質的制限】・・・質的な面において規制

量的制限の概要

▶ 政党その他政治団体への政治資金の流れ



政治資金団体…政党のための資金上の援助を目的とする団体

資金管理団体…公職の候補者のために政治資金の拠出を受け、公職の候補者の政治資金を取り扱う団体

質的制限に概要

- ▶ 政治資金の公正を確保するため「政治活動に関する寄附」の授受を質的な面において規制したものです。

特定会社等の

寄附の禁止

- ・国から補助金、負担金等の給付金の交付決定を受けた会社その他の法人は、交付決定を受けた日から1年間政治活動に関する寄附をしてはいけない。
- ・国(地方公共団体)から資本金、基本金等の全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、出資又は拠出を受けている間政治活動に関する寄附をしてはならない。

赤字会社の

寄附の禁止

- ・3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、当該欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

外国等からの

寄附の受領の禁止

- ・何人も外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から政治活動に関する寄附を受けてはならない。

匿名等の寄附の禁止

- ・何人も本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。